

# 告示

## 埼玉県告示第三百二十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年四月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―三六一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字北永井字中ノ久保七百八十八―一 他三十一筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 六百十四・七二立方メートル